

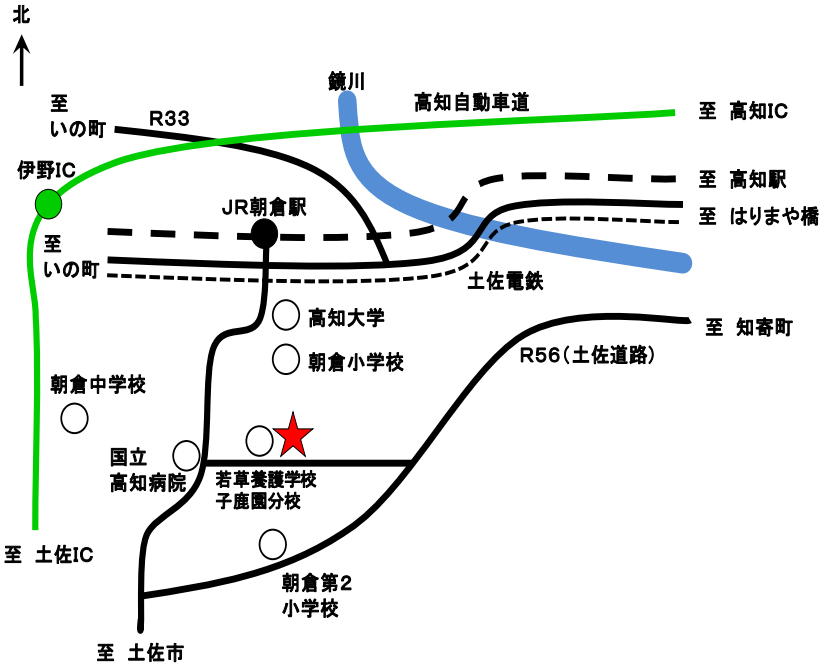
施設整備について



現在の施設概要

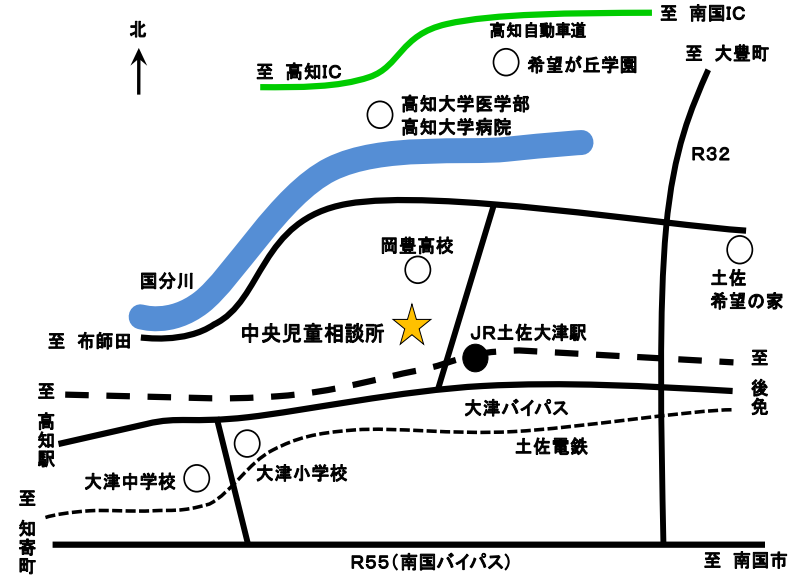
療育福祉センター

●高知市若草町10-5

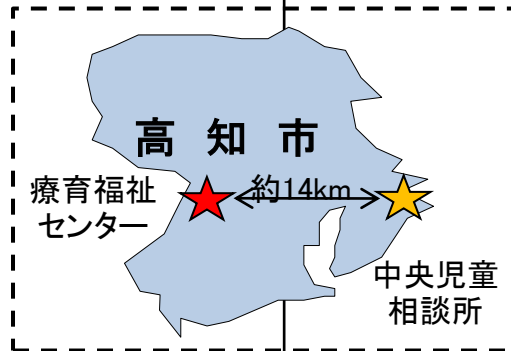


中央児童相談所

●高知市大津甲770-1



所在地



	療育福祉センター	中央児童相談所
敷地	● 10,495.28㎡ (他に医師公舎458㎡)	● 5,787.04㎡
建物	<p style="text-align: right;">(延床面積)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体施設 7,662.53㎡ (塔屋、ピロティ、渡り廊下含む) (内訳)本館:6,239.18㎡ (昭和49年度建) 別館:1,170.32㎡ (昭和56年度建) 難聴幼児通園棟:253.03㎡ (昭和40年度建) ※ 渡り廊下含む ・ 付随施設 675.48㎡ (内訳)医師公舎2棟:141.72㎡ (昭和43年度建) 旧看護師宿舎:529.86㎡ (昭和50年度建) 危険物庫:3.90㎡ (平成元年度建) ・ プール 560㎡ 	<p style="text-align: right;">(延床面積)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本館棟 1,772.96㎡ (昭和55年建築) ※ 機械室棟、渡り廊下含む ・ 一時保護所棟 485.39㎡ (昭和55年建築) ・ 児童支援ホーム 269.63㎡ (平成12年建築) 一時保護所:定員31名 (うち、児童支援ホームは10名程度)

	療育福祉センター	中央児童相談所
近隣にある施設等	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 若草養護学校子鹿園分校が隣接 ▪ 約350m西に国立高知病院 (若草養護学校国立高知病院分校) ▪ 約200m北に朝倉小学校、 約250m南に朝倉第2小学校 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 約250m北に県立岡豊高校 ▪ 約1.5km北に高知大学医学部 及び同附属病院 ▪ 約2.5km北に県立希望が丘学園 (児童自立支援施設) ▪ 約2.5km東に土佐希望の家 (重症心身障害児施設) ▪ 約1.5~2.0km南西に大津小学校、 大津中学校
用途地域等	第一種中高層住居専用地域	市街化調整区域
標高	約8~9m	約2~4m
津波浸水予想 (H24.5.10 高知県発表)	浸水しない	最大で約1~2m

新しい療育福祉センター & 中央児童相談所の施設整備の考え方（たたき台）

両機関がより連携しながら、総合的に迅速に相談に応じるためには、両機関が同一の建物の中にあることが望ましい。（分科会報告書より抜粋）







立地場所

- ・利用者にとっての利便性（交通や周辺環境など）
- ・地震時の津波浸水に対する安全面
- ・一定規模の敷地面積（適当な県有の遊休地はない）



総合的に判断して
療育福祉センター（高知市若草町）の
敷地での整備が適当

施設整備の方向性（コンセプト）

-  相談や診療、療育支援などが受けやすい環境
⇒ 総合相談窓口の設置、プライバシーへの配慮（相談室の防音や来所者の動線の工夫）、安心感のある雰囲気 など
-  子どもにとって安全で安心な環境
⇒ 一時保護所の狭隘化・混合処遇の解消、やすらぎや安心感のある雰囲気など
-  保護者同士が気軽に交流できる環境
⇒ 交流スペース、喫茶コーナーなど
-  両機関が連携しやすい環境
⇒ 事務スペースの一体化、会議室や研修室の共有化など
-  環境にやさしい施設
-  南海地震などの災害に備えた施設
⇒ 地域住民や障害児を支える防災拠点スペースの設置など

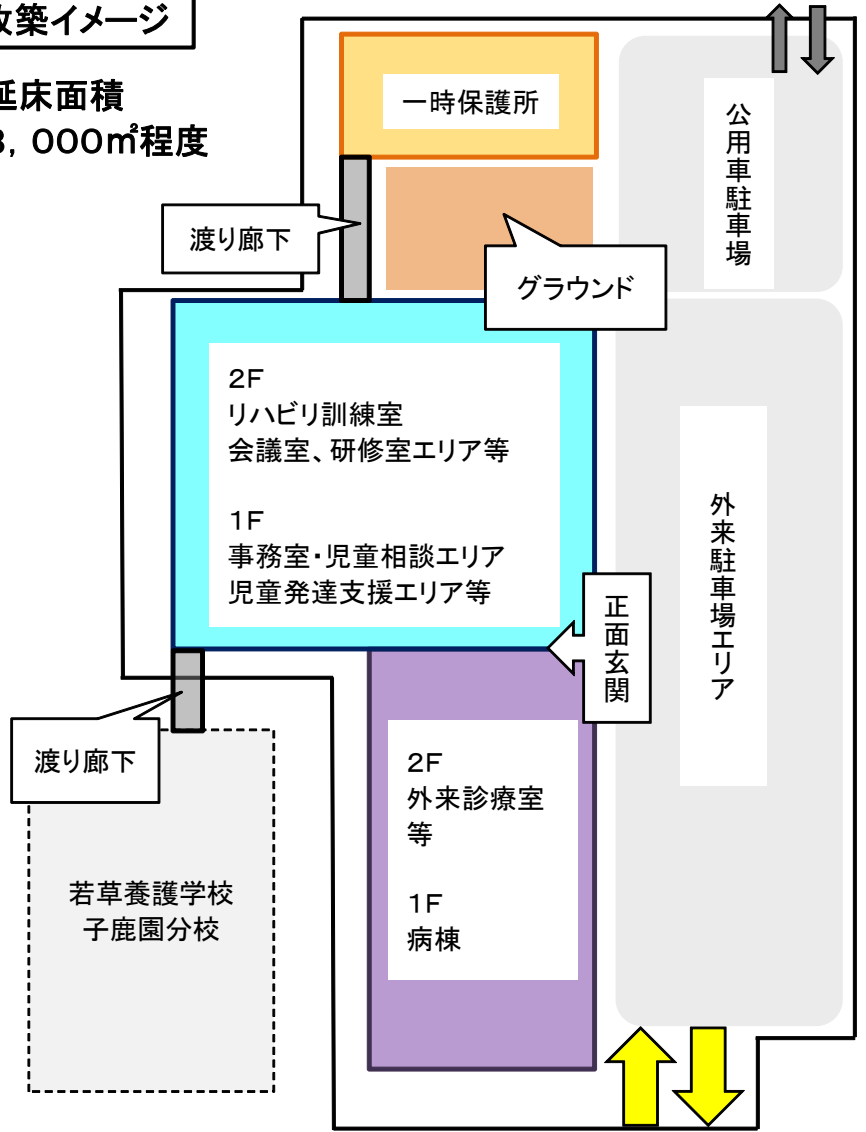
施設整備のスケジュール（案）

	H24	H25	H26	H27	H28
基本構想	→				
基本設計		→			
実施設計			→		
建設工事				→	→

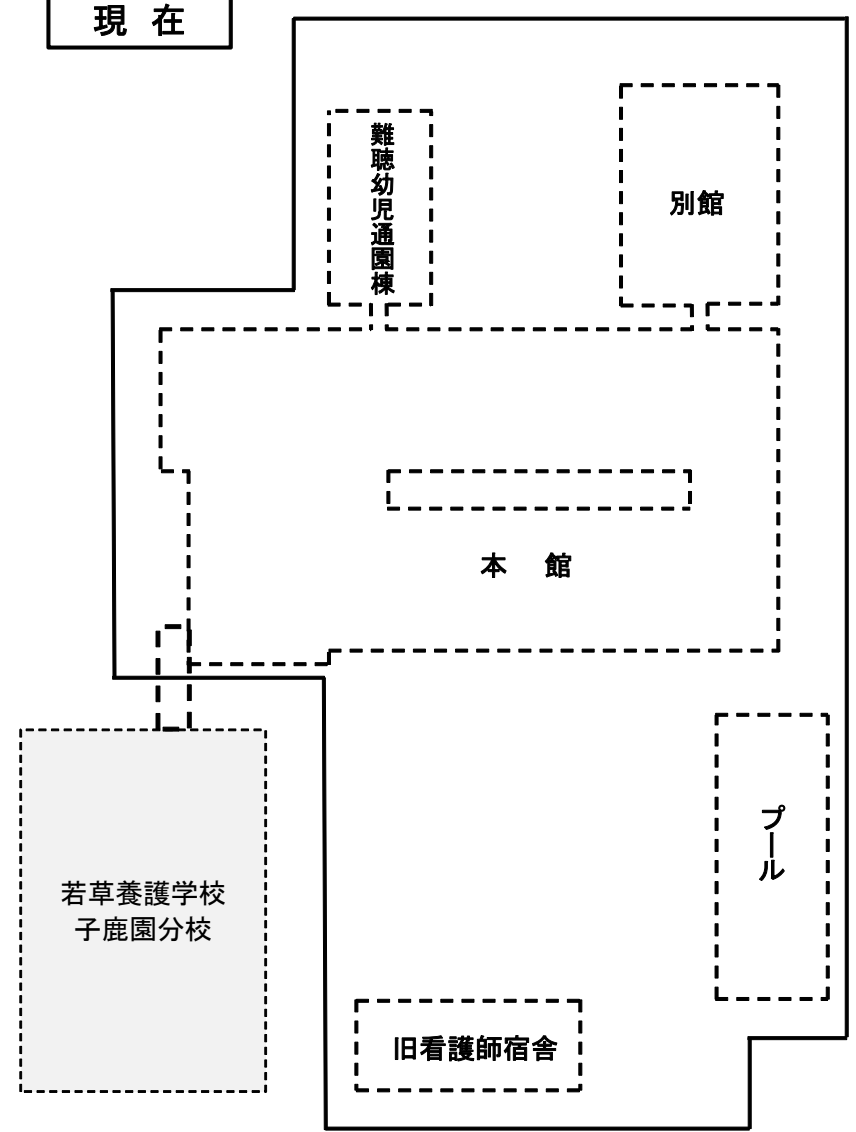
療育福祉センター及び中央児童相談所の改築について(イメージ図)

改築イメージ

延床面積
8,000㎡程度



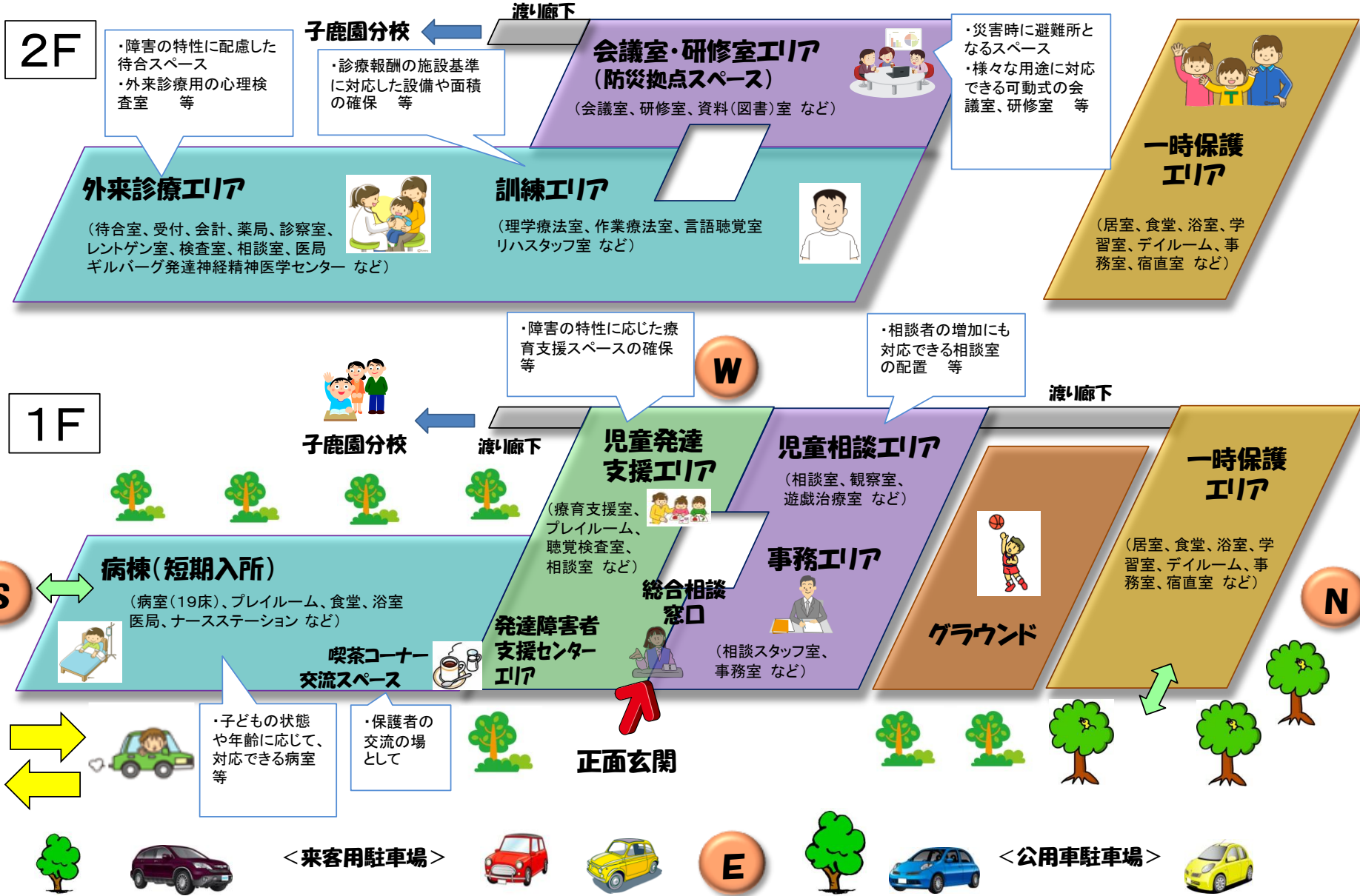
現在



(注) 施設整備のあり方を検討するためのイメージ図です。(仮設建物を建てない場合を想定)

療育福祉センター及び中央児童相談所の改築について(イメージ図)

(注)施設整備のあり方を検討するためのイメージ図です。
(仮設建物を建てない場合を想定)



一時保護所の主な設備と施設整備のコンセプト

一時保護所の施設構造に関する現状と課題

- ・教室は1か所しかなく、複式学級で対応しているが、児童の状況により教室を別途にする必要がある場合は、食堂や図書室で対応している。
- ・風呂場は1か所で男女が時間差で使用している。
- ・日中の生活の場となる1階に娯楽室がなく、テレビの視聴や卓球等をする場所として教室を兼用しており、落ち着いた雰囲気の中でのテレビの視聴等となりにくい。
また、テレビを見るそばで卓球をする状況となり、児童間のトラブルの原因になりやすい。
- ・夜間緊急保護に対応する部屋がなく、現状では本館の部屋を利用してしのいでいる。
その時に宿直職員が、保護所を離れることができず、夜中でもケースワーカーを呼び出して宿直させて対応している。
- ・無断外出した児童が帰所した時や、落ち着きのない児童など個別に指導が必要な場合に使用できる部屋がない。
- ・部屋数の不足から、様々な事情の児童を同室とせざるを得ず、児童に負担をかけている。

	室名	用途	コンセプト
生活スペース	※居室	保護児童の居室・寝室として使用	児童が落ち着き安心して過ごせるよう、児童一人一人に見合った生活空間を整え、児童の心身の状況や障害特性に応じた個室とする。(男女別、小中学生・年長児別に設置)
	居室 (個別生活指導用)	情緒不安定になっている児童や攻撃的な児童、集団適応が難しい児童等への個別支援を行うための個室として使用	上記居室エリアとは区分して配置する。
	居室 (深夜の緊急一時保護用)	深夜の緊急一時保護のための居室、寝室として使用	上記居室エリアとは離れた位置に配置する。(他の児童の生活に影響を与えないよう、トイレ・シャワー室・調理スペース等を居室内に設置)
	※浴室・トイレ	保護児童の生活指導用	男女別に設置、バリアフリー化
	デイルーム	保護児童が自由時間を過ごす部屋	男女別に設置
	※調理室	保護児童の給食調理室	
	個別指導室 (※相談室)	保護児童の個別指導用	連絡、安全配慮のため事務室に近い場所に配置する。
学習スペース	教室(大・小)	児童の集合学習、個別学習用	一時保護期間における児童の学習機会を確保し、児童の学年、学習レベルに応じた学習ができるよう、学習スペース・運動スペースを十分に確保する。
	学習室	児童の個人学習スペース	
	図書室	図書室	
	体育室	体育学習用	
	美術・技術学習室	美術・技術学習用	
屋外スペース	グラウンド・畑	屋外での体育学習、園芸作業療法に使用	児童の情緒の安定を図るため必要

※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第41条

児童支援ホーム

開設: H12.4.1
目的: 被虐待児や集団生活が困難な児童の自立支援及び親子関係の調整等

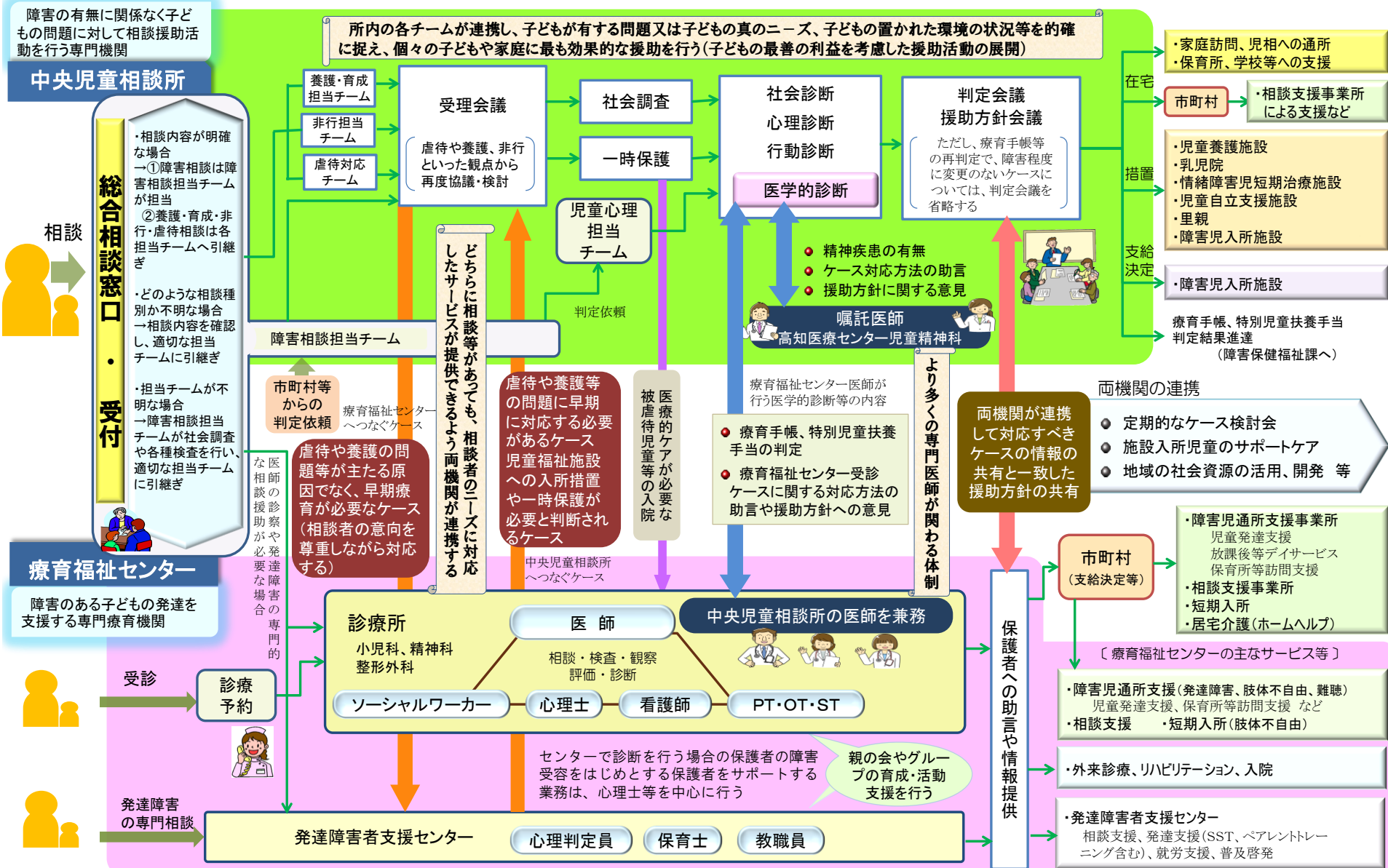
現状: 当初の設置目的も果たしながら、一方で、混合処遇の回避等のために利用される機会が多くなってきている。

施設整備後は、一時保護所がその役割を担う。



【参考】分科会報告書から抜粋

障害児部門統合後の中央児童相談所と療育福祉センターとの関係



【参考】高知県中央児童相談所 本館・一時保護所・支援ホーム 位置図

